

体育の授業での服装

以下の服装の中から、季節に適した服装で運動をします。

(熱中症などが心配される場合は、先生が服装を指定することがある。)

○体操服、ハーフパンツ…学校指定のもの

○ジャージ上下…学校指定のもの(ジャージ下も使用します。)

○防寒着…ジャージ上下を着用した上で以下の基準を満たせば着用できる。

①運動用の防寒着(ウィンドブレーカーなどを着用する。ダウンジャケットは、道具や他者にひかたり破れたり、自他の動きの妨げになったりする可能性がありケガに原因になりかねないので着用しない。)

②フードが付いていないもの(または、しまえるもの)

③上下が分かれているもの(コートなどは運動に支障があるため使用できません。)

※転入してきて前の学校の体操服が使用できる場合はそちらを着用しても良い。

水泳の授業について

必須

○水着 学校指定のスクール水着または競泳用の水着を着用する。

○水泳帽 色の指定なし

自由

○水泳用ゴーグル 着用することが望ましい。

○ラッシュガード フードのないもの。

頭髪・身だしなみ等

基本方針：清潔感のある髪型とする。

・前髪は目にかからない長さとする。かかる場合はピンで留める。

・襟に付く場合は、ヘアゴムで襟につく髪を全てしぼる。

ヘアゴム、ヘアピン(くちばしのような大きなクリップ型は禁止。)は、黒、紺、茶で飾りのないものとする。

・華美な髪型は禁止とする。(過度なツブブロック・アシンメトリー・モヒカン・編み込み等)

〈その他〉

・眉毛を不必要にそらない。

・化粧(アイプチ含む)、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止。

・ピアス、ネックレス、ミサンガ、アンクレット等装飾品は禁止。

・整髪料の使用、染髪、パーマは禁止(縮毛矯正は除く)とする。

・リップクリーム、日焼け止め、ハンドクリームは、無色・無香料とする。リップクリームとハンドクリームは人目のつかないところ(トイレ等)で使用する。日焼け止めは、体育前は着替え場所、下校前は教室や部活動の場所で使用する。

・櫛は小型で携帯用のものとする。使用する場所はトイレまたは教科等で指定された場所とする。トイレでの使用に関しては、混雑を避けるため、短い時間で使用する。

○交通関係

登下校のルール

・道路交通法を遵守する。

・自転車で通学するときは、「自転車の安全利用」を遵守する。

・指定された通学路で登下校をする。

自転車 車両整備のルール

- ・サドルに座って、最低でも両足のつま先が地面に付く高さ。
 - ・ unnecessaryなもの（シール等）は貼らない。付けない。
 - ・ハンドルの高さが、サドルよりも高いもの。
 - ・スタンドが両足スタンドのもの。
 - ・ブレーキがよく効くもの。
 - ・ライトはあるもの。点灯するもの。
 - ・ベルがハンドルを握ったまま鳴らせる位置にある。
 - ・後部に反射器がある。
 - ・ヘルメットの内側に名前が書いてある。
 - ・防犯登録されている。（自転車通学許可願に記入する。）
 - ・錠が付いている。施錠可能である。
 - ・タイヤの空気が充分に入っている。
 - ・カゴ、荷台のついたもの。（荷ひもがあるか。）
 - ・4月当初の自転車点検で合格した自転車
- ※装飾など登下校に必要なと判断するものがある場合は使用を認めない。

自転車使用時のルール

- ・校内は自転車を降りて通行する。
- ・下校時は、駐輪場でヘルメットをかぶる。
- ・正門、東門の前の横断歩道は降りて横断する。
- ・正カバンは背負い、サブバックはゴムひもで荷台にしぼる。
- ・前かごに重たい荷物を入れない。
- ・決められた自転車置き場にクラス毎で止め、必ず施錠する。
- ・土日、祝日、再登校での部活の場合も必ず決められた自転車置き場に停める。
- ・土日、祝日のみ自転車通学可の場合は、学年の自転車置き場を使用する。ただし、混雑している場合は中庭芝生側のアスファルトに停める。

自転車許可取り消しについて（許可証にも掲載）

- ア 許可取り消し違反對象事項
- ・ノーヘル・並列走行・通学路無視等
- イ 許可停止期間から取り消しまで
- ・初回違反・・・家庭連絡
 - ・2回目違反・・・1週間
 - ・3回目違反・・・1ヶ月
 - ・4回目違反・・・取り消し
- ウ 特に危険と認められる違反の場合
（2人乗り、信号無視、斜め横断等）
- ①初回違反・・・1ヶ月
 - ②2回目違反・・・取り消し
 - ③違反をして事故にあった場合・・・初回で取り消し



道路交通法第19条では「軽車両は、軽車両が並進（並列走行）することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない」と定められています。自転車は軽車両扱いされます。つまり、並んで走る並進行為は道交法違反となり、違反した場合は「罰金または料料」に科せられることとなります。

自転車運転者講習の対象となる行為に 「酒気帯び運転」と 「携帯電話のながら運転」が追加!

※赤枠で囲んだ 13と 15 が今改正で追加された項目です。

(道路交通法施行令第41条の3第2項関係)



「自転車運転者講習」受講義務の対象となる 16の自転車危険行為

1 信号無視
法第7条違反

2 通行禁止道路(場所)の通行
法第8条第1項違反

※警察署長の許可を得た場合は除きます。

3 通行が認められ(許可)されている歩行者用道路での歩行者妨害
法第9条違反

4 歩道通行や、車道の右側通行等
法第17条第1項、第4項又は第6項違反

※道路の右側に設けられた路側帯を通行する行為もこの違反になります。

5 路側帯での歩行者の通行妨害
法第17条の3第2項違反

6 遮断踏切への立ち入り
法第33条第2項違反

7 信号のない交差点等での優先車両(左方車)の通行妨害等
法第36条違反

8 右折時における直進車や左折車への通行妨害
法第37条違反

9 環状交差点での安全進行義務違反等
法第37条の2違反

10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
法第43条違反

11 歩道での歩行者妨害等
法第63条の4第2項違反

12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転
法第63条の9第1項違反

13 酒気帯び運転等
法第65条第1項違反

※もともと危険行為とされている「酒酔い運転」も含まれます。

14 安全運転義務違反
法第70条違反

※傘さし運転も該当することがあります。

15 携帯電話使用等
法第71条第5号の5違反

※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。

16 妨害運転
法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号違反

※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、ベルを執拗に鳴らすなどの行為。

上記の危険な行為を
過去3年以内に2回以上摘発されると…
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。
※受講義務の対象となるのは14歳以上です。

命令を受けてから、3カ月以内の
指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金!!
講習(受講者の特性に応じ、個別指導を含むもの)は3時間 ※講習手数料の標準額は6,000円

※上記の「法」とは「道路交通法」のことです。

事故を起こせば加害者としての責任を問われることも!
万が一の事故に備えて自転車保険等に加入しましょう。

自転車の基本的なルール
「自転車安全利用五則」を
確認してみましょう。▶▶▶

